

憩いのギャラリーこもれび（市民ギャラリー）利用の手引

1 利用申込みについて

(1) 利用の基準

憩いのギャラリーこもれびは、芸術文化活動の催し(展示会、美術展等)に利用することができます。

(2) 担当課

憩いのギャラリーこもれびの利用申込みの受付、管理及び運営は、教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課が行います。

(3) 利用の申込み及び抽選

手続名と内容	受付期間・方法
仮予約 ・空きがあるかどうか、窓口及び電話にて確認することができます。 ・利用される日程と御利用の団体名をお伺いします。 ・利用の申込みは、1団体につき一つに限ります。	受付期間 ・利用する月の6か月前（市外の団体または個人は5か月前）の月の最初の開庁日～利用日の2か月前までの開庁日 受付方法・場所 ・申込開始日の場合 午後2時から午後2時15分までに生涯学習スポーツ課窓口（第二庁舎3階）に来られた方で、受付順位の抽選を行います。 ・申込開始日の翌日以降の場合 生涯学習スポーツ課窓口、FAX、電話またはメール
本申請 ・申請書、ギャラリー実施計画書の提出と、ギャラリーの利用料をお支払いいただきます。	受付期間 ・利用する月の6か月前（市外の団体または個人は5か月前）の月の最初の開庁日～利用日の2か月前までの開庁日 受付方法・場所 ・所定の申請書に必要事項を記入し、申請者が直接生涯学習スポーツ課窓口（第二庁舎3階）に提出してください。

・ 仮予約と本申請は同日、別日のどちらでも行うことができます。

(4) 休館日

・ 12月29日から翌年1月3日まで

(5) 利用期間及び時間

ア 利用期間 7日間を限度とします。

イ 利用時間 午前9時～午後6時（準備、後片付けの時間も含まれます。）

(6) 利用料

- ・ 利用料 1日当たり

施設名	利用料（単位 円）
	全 日 （午前9時～午後6時）
ギャラリー1	3,000
ギャラリー2	4,000

- ・ 6ページの一覧にある団体は、利用料の減額及び免除を受けられます。
- ・ 利用料は、利用を開始する日の2か月前までに生涯学習スポーツ課窓口にてお支払いください。
※ この日までに利用料の払込みがない場合は、予約いただいた日程は無効とします。
- ・ 利用者側の都合により、利用料納付後に中止あるいは期間短縮されても原則、払戻しはいたしません。
- ・ 国政選挙等の期日前投票所及び投票所として使用するとき、利用料を還付します。

(7) 利用許可の取消し及び停止

次の場合は利用許可の取消しまたは停止をすることがあります。

- ・ 新座市民ギャラリー設置要綱及びこの手引に定められた事項を守らないとき。
- ・ 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
- ・ 利用する権利を他の者に譲り渡し、または転貸したとき。
- ・ 国政選挙等の期日前投票所及び投票所として使用するとき
- ・ 利用料を支払期日までに払わなかったことがある場合。
- ・ 過去に利用報告書を提出しなかったことがある場合。
- ・ その他市民ギャラリーの管理上、特に必要とするとき。

2 利用について

(1) 展示品の管理

利用期間中の展示品の管理は、主催者が責任を持って行ってください。市では一切責任を負いません。

また、括包材等の資機材はお預かりできませんので御了承ください。

(2) 損害賠償

利用中に憩いのギャラリーこもれびの設備や備品を傷つけたり、紛失したときは、弁償していただくことがあります。

(3) 搬出入

搬出入は申請期間の午前9時～午後6時に行ってください。

また、展示品等は、利用終了日に必ずお引き取りください。引取りのない展示品については、市では一切の責任を負いません。

(4) 原状回復

利用期間が終わったときは、憩いのギャラリーこもれびを原状に回復し、その旨を必ず報告書に記入し、開庁日に生涯学習スポーツ課に提出してください。また、利用に伴って発生したごみは、持ち帰ってください。

(5) 営業活動等の禁止

いかなる名目においても、営業活動や販売行為、政治活動、宗教活動、思想活動、募金活動と認められる行為はできません。その他公序良俗に反すると認められる行為はできません。

(6) 飲食等の禁止

憩いのギャラリーこもれびでの喫煙・飲食等はできません。

(7) 受付について

催し物の期間中は、展示作品の管理のため、受付に最低1名の人員を配置してください。また、開催初日までの開庁日に、生涯学習スポーツ課に当番表（当日の担当者が分かるもの）を提出してください。

3 催し、展示について

(1) 飾り付け

飾り付けに当たって、必要な物品や工具につきましては御利用の皆様で御準備ください。展示に当たってのピン・フックの取り扱いは、パネルに傷をつけないよう注意してください。また、展示用パネル以外の壁面、柱、窓ガラス、天井等への飾り付けはできません。

・ 使用できるもの、できないものは下表のとおりです。

○ 使用できるもの	× 使用できないもの
両面テープ ニチバンナイスタック（弱粘着タイプ） 黄色のパッケージ	左以外の両面テープ
セロテープ（輪にして軽く貼る）	ガムテープ
直径0.5mm以下のピン	左以外のピン、釘
ソフト粘着剤（「プリットひっつき虫」など）	画鋏
	のりなどの接着剤類

(2) 設備及び備品の利用

展示パネル、机、スポットライトなどの準備・片付けは利用者の皆様が行ってください。取扱方法がわからない時は、展示内容の打合せ時に生涯学習

スポーツ課にお尋ねください。

(3) 催し及び展示品の制限について

ア 電気等を使用する必要のある作品、ギャラリー内で音楽を流したい場合については、事前に生涯学習スポーツ課に御相談ください。また、音響機器はありませんので、利用者の皆様で御用意ください。

イ 次の催し及び展示品については、御遠慮ください。

- ・ 不快音、大きな音、強い光及び熱を出すもの。
- ・ 大気、ガス、火気を使用するもの。
- ・ 設備及び備品を壊したり、汚したりする恐れのあるもの。
- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの。
- ・ 悪臭を出したり、腐敗する恐れのあるもの。
- ・ 刃物等を素材にし、危険を及ぼす恐れのあるもの。
- ・ その他来場者に著しく不快感を与えるもの。

4 車で荷物の搬入・搬出を行なう際に、市役所駐車場を利用する場合は、安全上の理由から監視者を配置してください。台車やスロープ等を使用する場合は、他の来庁者へ配慮し、運搬してください。

5 市民駐車場は、展示者は全日、来場者は3時間まで無料です。ただし、駐車場の利用可能台数には限りがありますので、なるべく公共交通機関を御利用ください。

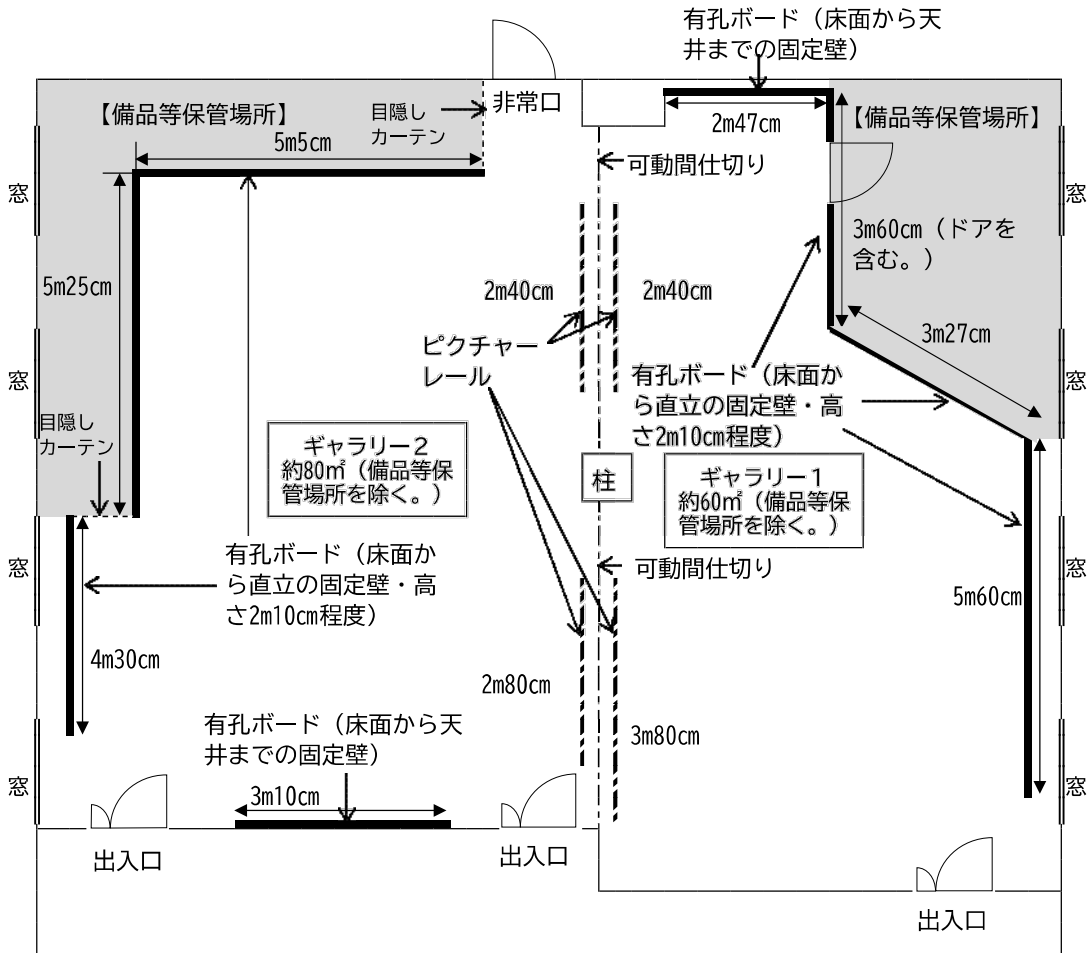
6 開催案内、ポスター、チラシ等を作成する場合は、打ち合わせ時等、事前に生涯学習スポーツ課に提出し、確認を受けてください。

7 案内状、ポスター等には次の内容を必ず明記してください。「選挙等により、開催の中止または期間が変更となることがあります。」

8 マスコミ等の取材が入る場合は、事前に生涯学習スポーツ課に御相談ください。

9 その他管理、運営上のことは生涯学習スポーツ課に御相談ください。

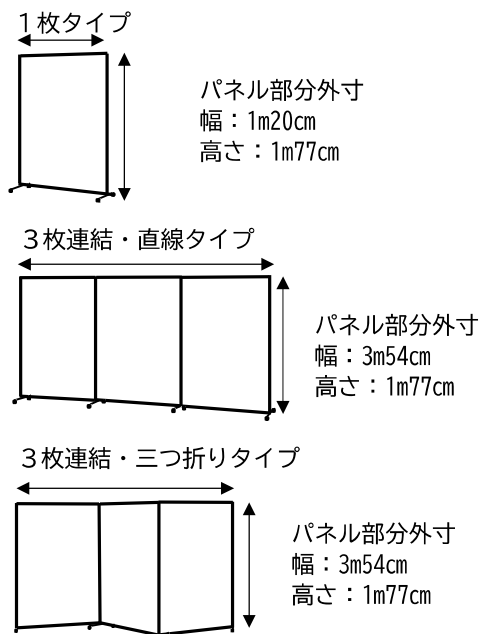
新座市民ギャラリー概要図



【貸出し用品（1室あたり）】（無料）

物品名	個数
可動式パネル（1枚）	2枚
可動式パネル（3枚連結）	直線タイプ・三つ折りタイプ各2枚
スポットライト	30個
スツール	3台
受付用デスク・椅子	各1台
長机	10台程度
椅子	50脚程度
案内板（可動式）	1台
フック	300個
ワイヤーフック	10本程度

（参考）可動式パネル



市民ギャラリー使用料金減免対象団体一覧表

1 5割減額する団体（第15条第1項第1号関係）

市内高等学校
市内幼稚園
市内保育園
市内認定こども園
市内小規模保育施設

2 5割減額する団体（第15条第1項第2号関係）

社会福祉法人（市内に存するもの）
心身障がい者の構成する団体（市内に存するもの）
新座市老人クラブ連合会及び所属団体

3 5割減額する団体（第15条第1項第3号関係）

新座市文化協会及び所属団体
新座市スポーツ協会及び所属団体
新座市町内会連合会及び所属団体
新座市PTA・保護者会連合会及び所属団体
新座市国際交流協会

4 10割減額する団体（第15条第1項第4号関係）

市の主催行事
市民まつり
市内の小学校が教育活動として利用
市内の中学校が教育活動として利用